

医業経営情報

NO. 80 医療法人制度を正しく理解するための基礎講座Ⅲ

前々回及び前回に引き続き、医療法人制度の正しい解釈について解説いたします。
今回は医療法人の役員、業務範囲及び出資金の増額と減額についてまとめています。

医療法人の役員の適格性

医療法人の役員(理事長、理事及び監事のこと)の適格性がよく問題になりますが、これは医療法人運営管理指導要綱という厚生労働省が出している通達に医療法人の役員の適格性について下記のように書かれているからです。

医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。

通達は法律ではないので法的強制力を持っていませんが、この一文を根拠に医療法人の所轄庁である都道府県が、医療法人と取引関係のあるMS法人の役員は医療法人の役員を兼務することは出来ないと指導するケースが多く見受けられますし、病医院経営者の中にも兼務は絶対にできないと思いこんでいる人がたくさんいるようです。

しかし、通達にはあくまで「非営利性の観点から適当ではない」と書かれており、「なれない」とは書かれていません。

したがって、この通達を根拠に都道府県が医療法人の役員の適格性を判断するのであれば、非営利性を損なっているかが重要なポイントになります。

非営利と聞くと利益を出すことを否定することと勘違いされる方が多いですが、非営利とは一般的に「その団体で得た利益を団体の構成員で分配しないこと」を意味します。

利益とは通常必要とされる人件費などの経費を差し引いた後の利益のことを言いますので、医療法人とMS法人との間に取引があっても、その対価が社会通念上妥当な金額であれば、非営利性を損なう訳ではありません。

ですから、この通達の正しい解釈は「非営利性を損なわない限り、医療法人の役員はMS法人の役員になれる」となります。

しかし、医療法人の理事長とMS法人の代表者が同一人であることは避ける必要があります。

理由は医療法人とMS法人の代表者が同一人の場合は利益相反取引となるからです。

利益相反取引の場合、民法の規定により両者の間で契約を交わす度に特別代理人を選任する必要があり、非常に面倒で現実的ではありません。

医療法人の役員の適格性についてまとめると下図のようになります。

病 医 院 の 経 営 形 態	病 医 院 で の 立 場	M S 法 人 の 代 表 取 締 役	M S 法 人 の 他 の 役 員	M S 法 人 の 一 般 職 員
個人開業医	院 長	×	○	○
	そ の 他	○	○	○
医 療 法 人	理 事 長	×	△	○
	そ の 他 の 役 員	△	△	○
	一 般 職 員	○	○	○

○ 問題はない

× 利益相反取引になるので就任できない

△ 非営利性の観点から適当でないと指導される可能性がある

ただし、医療法人の役員とMS法人の役員を兼務する場合は、都道府県に対して取引金額が社会通念上妥当な金額であり非営利性を損なっていないと証明する必要が生じる場合もありますので、都道府県とのスムーズなやりとりを希望される方は極力役員兼務を避けるべきです。

医療法人の業務範囲

医療法人は病院、診療所又は老人保健施設を運営することが本来の業務です。(医療法第39条)

本来の業務以外に医療法人が行える業務に、医療法第42条で定める附帯業務があります。

附帯業務には、介護保険事業、障害福祉サービス事業、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、メディカルフィットネスセンター等があります。

特別医療法人と社会医療法人だけは、附帯業務以外にも特別に収益事業を行うことが認められていますが、一般の医療法人は本来の業務と附帯業務しか行うことが出来ません。

しかし、附随業務は一般の医療法人でも行うことができます。

附随業務とは「主な事業（医業）に従属している事業」をいい、開設する病院等の業務に附随して行われるものであれば収益業務に含まれず、定款変更等の必要ありません。

厚生労働省のホームページに医療法人の業務範囲が掲載されており、附随業務については下記のように書かれています。

IV. 附随業務

○開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは収益業務に含まれず、特段の定款変更等は要しません。（附随業務として行うことが可能）

附随して行われる業務とは、次に掲げるものです。

① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるもの。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるもの。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者の無償搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者の無償搬送は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

上記のように病院等の施設内で患者及びその家族を対象として行われるか、職員の福利厚生のために行われる業務であれば、医療法人が収益業務を行っても良いと厚生労働省が認めています。

附随業務には、売店はもちろん、レストラン、喫茶店、理容院、マッサージ等も含まれます。

このことは診療所にもあてはまりますので、診療所であっても院内に売店を置き、売店でサプリメント、化粧品、運動用具、コンタクトレンズ等の販売を行うことができます。

医療法人は非営利法人だから物販は駄目だと間違えた説明をしている人がいますが、正しくは施設内で行われる附随業務に含まれる物販であれば可能です。

出資金の増額と減額

医療法人の出資金については医療法その他の関連法のどこにも規定がありません。

唯一、医療法第41条で、「医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。」と資産について定められていますが、出資を要するとは書かれていません。

それではなぜ（社団）医療法人には必ず出資金があるのかというと、厚生労働省の通達が原因です。各都道府県は厚生労働省から出された通達を元に、医療法人設立の認可基準を定めていますので、当然医療法人設立に際して必ず出資を要求しています。

厚生労働省が出した資産に関する通達は以下のものがあります。

昭和61年通達	<ul style="list-style-type: none">・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の100分の20以上の自己資本が必要。・医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは、望ましくないこと。なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、二か月分以上の運転資金を有していることが望ましいこと。
昭和63年通達	<ul style="list-style-type: none">・一人医師医療法人については、資産の総額の100分の20以上の自己資本という規定を適用しない。・相当期間経営実績が有る診療所が医療法人を設立する場合には二か月分以上の運転資金を有するという規定の適用しない。

上記通達を見ても二ヶ月分以上の運転資金の計算方法が書かれていませんし、望ましいと曖昧に書かれていて必要な出資金額については書かれていません。

つまり病院又は老人保健施設を開設する医療法人を設立する場合を除き、出資金の金額は任意に金額を決めることができるのです。

たとえ都道府県の指導により二ヶ月分以上の運転資金を出資したとしても、それは都道府県の指導を法人設立者が受け入れただけで、出資金の金額自体は法人設立者が任意に決めて申請をしたこととなります。

したがって、医療法人の出資金は法人の任意で変更できるという結論になります。

任意に変更できますので、出資金の増額も減額も社員総会の決議だけで自由にできます。現に医療法人の増額は頻繁に行われています。

出資金の減額と聞くと株式会社等のような減資と勘違いされる方が多く見受けられますが、株式会社等と違い医療法人は医療法に基づき設立された法人ですので、会社法に規定されている減資の手続きを経る必要はありません。ただ社員総会で出資金の金額を〇〇〇円に減額すると決議すればよいのです。

ただし、出資金を減額する場合は医療法第54条（剰余金の配当禁止）に違反しないように注意しなければなりません。もし医療法第54条に違反すると20万円以下の過料が課

される可能性もあります。

剰余金とは資本金を超える部分の自己資本金額のことをいいますので、出資金を減らす際に減らした出資金以上の金額を払い戻すと剰余金を配当したことになります。

また、税法上は医療法人の出資金も株式会社等の資本金と全く同じように取り扱われていますので、出資金を減額することは減資として取り扱われ、資本金の額を超える部分についてみなし配当として課税されたりしますので、税務の取り扱いにはくれぐれも注意が必要です。

以上、3回にわたって医療法人制度を正しく理解するための基礎講座と題して解説してきました。

3回にわたって取り上げたものは間違って解釈されている代表的なものだけを取り上げておりますので、他にも間違って解釈されている事項はあります。

もし、解釈に迷うことがあれば医療法人は会社でなく法人だということや、非営利法人の本当の意味に沿った正しい解釈をして頂きたいと思います。

平成21年5月11日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹